

講演・交流集会

～チェルノブイリとフクシマを結んで
原発事故被害者の人権と補償を考える～

チェルノブイリ被害者の体験 と「チェルノブイリ法」



ゲスト講演:

ロシアのチェルノブイリ被災地からの報告
～放射能汚染から健康と生活、
人権を守るための活動～

エカテリーナ・ビコワ さん

ロシア共和国ブリャンスク州ノボジブコフの
NGO「ラディミチーチェルノブイリの子どもたちのために」職員
「チェルノブイリ情報センター」担当

お話: 「チェルノブイリ法」に学ぶ

尾松 亮 さん ロシア研究者 関西学院大学災害復興制度研究所・学外研究員

8月10日(水)

午後6時半～8時半

大阪市立

総合生涯学習センター

大阪駅前第2ビル・6階・第2研修室

[資料代: 700 円]



主催: チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西

協賛: 「チェルノブイリ30年・フクシマ5年—国際シンポジウム」実行委員会

問合せ: 「チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西」事務局, 堺市北区新金岡町 1-3-15-102 猪又方

Tel.: 072-253-4644, E-mail: cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp

エカテリーナ・ブィコワ さん

ウクライナのチェルニゴフ州セメノフカ村の出身（セシウム 137 で $1\sim 5\text{Ci/km}^2$ の汚染レベルのチェルノブイリ被災地）。1990 年にロシアのノボジブコフ市（チェルノブイリ原発から約 170km）の教育大学に進学。当時は、ノボジブコフが高汚染地（ 15Ci/km^2 以上）とは知らなかった。在学中の 1991 年に「チェルノブイリ法」が制定される。同年末にソ連崩壊。1993 年から学生ボランティアとして NGO「ラディミチ」（元代表パーベル・ブドビチェンコさんが、去る 4 月 3 日大阪で開催した「チェルノブイリ 30 年・フクシマ 5 年-国際シンポジウム」に参加した）の活動に参加。大学卒業後、故郷で教員として赴任の後、1998 年にノボジブコフに戻り、「ラディミチ」の職員として、重度障がい者の教育などを担当。2006 年からは「チェルノブイリ情報センター」を担当し、汚染地域で自らの健康を守るために、子どもたちや若者への放射線防護教育活動などに携わっている。また、スイスなどの NGO と子どもたちの文化交流活動なども担当。10 代の息子を持つ母親。

尾松 亮 さん

ロシア研究者。フクシマ事故以降、チェルノブイリ被災者保護制度の紹介と政策提言に取り組む。2012 年、政府のワーキンググループで「子ども・被災者支援法」制定に向けた作業に参加。ロシア、ウクライナのチェルノブイリ被災地での調査をもとに「チェルノブイリ法」を紹介する著書「3・11 とチェルノブイリ法」（東京書店）、共著「原発事故 国家は同責任を負ったか ウクライナとチェルノブイリ法」（東洋書店新社）などあり。

8 月 4～9 日「被爆 71 周年・原水禁世界大会」の広島・長崎大会に参加するために、ロシアのチェルノブイリ被災地の NGO「ラディミチ-チェルノブイリの子どもたちのために」から、エカテリーナ・ブィコワさんが原水禁国民会議の招聘で来日されます。

私たちはエカテリーナさんの来日を機に、チェルノブイリとフクシマの被害者を結ぶ取り組みを、さらに進めたいと考えています。そのために、広島・長崎大会に先立って、エカテリーナさんとともに福島県の被災地を訪問し、フクシマ事故被害者と交流します（8 月 1～3 日）。そして大会後の 8 月 10 日に大阪で、チェルノブイリとフクシマを結び、原発事故被害者の人権と補償を考えるための講演・交流集会を開催します。

大阪の集会では、エカテリーナさんに、チェルノブイリ被災地で暮らしてきた体験、及び汚染地の人々、特に子どもたちの健康や人権を守るための活動などについてお話していただきます。また、「チェルノブイリ法」が、被害者に果たしてきた役割を、具体的に話して頂きます。そして、今回の来日で、福島や、広島、長崎を初めて訪問し、エカテリーナさんが感じたこと、さらには、日本の私たちや、特にフクシマの被害者との今後の交流についての意見や抱負なども語っていただきたいと思います。

エカテリーナさんの通訳として、日本滞在中ずっと同行して下さる尾松亮さんは、フクシマ事故以降、チェルノブイリ被災者の権利や補償を定めた「チェルノブイリ法」（1991 年）について、現地取材を含む熱心な調査活動を行い、フクシマ事故被害者の支援や補償に役立てる視点から日本で紹介しておられる若い研究者です。エカテリーナさんの通訳とあわせて、尾松さんには「チェルノブイリ法」の紹介と、フクシマの被害者の人権と補償の確立のために「チェルノブイリ法」から何を学ぶことができるのかなど、話していただきます。

「チェルノブイリ法」は、原発重大事故被害者の権利を国家が補償することを具体的に定めた、世界で初めての法律です。社会制度の違いや事故後の歴史的経緯などの背景を踏まえた上で「チェルノブイリ法」に学び、フクシマ事故被害者の「生命と健康の保護」を国の責任で具体的に行わせていくための運動に活かしていきましょう。

ぜひご参加下さい！

